

大川市議会第3回定例会会議録

令和元年9月20日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 溝 上 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。

佐賀県に次いで、千葉県のほうもまだ電気が通っていない地域もあると報道されておりますが、お見舞い申し上げます。その中に、やっぱり未来の希望よりも、後戻りされない不安のほうが一番不安であるというふうにおっしゃっておられましたが、私どもは豊かな生活に本当になれています。後戻りされない不安というのは、これから大変重いキーワードになるかと思えます。

さて、議員各位の御参集、まずもって感謝申し上げます。

それでは、出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議案第22号、議案第23号並びに議案第24号の3議案とも会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員に係る給与等に関する条例を制定し、あわせて関係条例の整備を行うものであり、関連する3議案一括にて審査しましたので、御報告を申し上げます。

説明によりますと、全国的に地方公務員の臨時、非常勤職員が増加しており、現状において地方行政の重要な担い手となっております。また、各地方公共団体によって、非常勤職員等の任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであるため、非常勤職員等の任用、勤務条件を確保することが求められております。このようなことから、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、全国的に統一された会計年度任用職員制度を創設し、令和2年4月から会計年度任用職員制度へ移行するための必要な整備を行うものでございます。

まず、議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員の報酬や期末手当、費用弁償等について規定するものであります。

次に、議案第23号 大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員の給料や期末手当及び時間外勤務手当等の諸手当等について正規職員に準じて規定するものであります。

次に、議案第24号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、本市で制定をしております職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例や職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例等、7本の既存条例について、制度導入に伴う関係規定の整備を行うものであります。

委員会では、現在の臨時職員、嘱託職員等がそのまま会計年度任用職員制度に移行したと仮定した場合、どれくらいの負担増になるのかただしましたところ、約27,000千円程度の負担増になるが、この財源については国の財政支援も検討されている旨の答弁をいただいたと

ころでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部が改正され、職員の資格要件において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、退職手当の支給制限に関し所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、市民税及び軽自動車税に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容としましては、個人市民税関係では、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が1,350千円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずるものであります。また、年末調整をされた方が確定申告をする場合、所得税に係る所得控除に関する確定申告書の記載事項が見直されたことから、個人市民税の申告書の記載事項についても見直すことができるよう規定の整備等を行うものでございます。

軽自動車税関係では、現行の軽自動車税において講じている燃費性能等のすぐれた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例制度について、本年10月からの消費税率引き上げに配慮し、同制度を2年延長する。その後、令和3年度、令和4年度に新規取得した軽自動車では、適用対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限り、同制度を適用するものでございます。

さらに、軽自動車を取得する際の負担を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割に係る税率を1%軽減するもので

あります。その他、条例の一部改正に伴う規定の項ずれや法整備に伴う引用条項のずれなどの整備等を行うものでございます。

委員会では、個人市民税関係で、新たに非課税となるひとり親の対象者数をただしましたところ、明確にはわからないが、おおむね30人から40人くらいを想定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号 大川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、御報告をいたします。

説明によりますと、本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格の表記が日本産業規格に変更されたため、本表記を引用する関係条例を整備するとともに、地方自治法の一部改正に伴う引用条項のずれ等について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、御報告をいたします。

説明によりますと、本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る消防団員の欠格条項を削除するとともに、本年4月の消防広域化に伴う消防団員の資格要件及び服務規律について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、消防団員が不足していると言われていたが、大学生を消防団に入団させることができないのかただしましたところ、大学生が実際に消防活動をする場合、どのようなことができるのか、また、どのような問題が発生するのかなど、研究させていただきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号 平成31年度大川市一般会計補正予算について、御報告をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

民生費には、障害者福祉管理システム改修業務委託料162千円、生活保護システム改修業務委託料1,232千円が計上されております。

農林水産業費には、畜産振興総合対策事業費補助金110千円、農地耕作条件改善事業費10,060千円、排水ポンプ施設整備事業費80,322千円が計上されております。

商工費には、プレミアム付商品券事業交付金205,000千円が計上されております。

災害復旧費には、平成29年7月の豪雨により被災した漁港施設、令和元年7月の豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費79,611千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は376,497千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当するとのことでございます。

地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をするとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 大川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成31年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、氏に変更があった場合、本人からの届け出により旧氏を住民基本台帳に併記できるとともに、外国人に係る住民票登録について、片仮名などでの通称登録が可能となっているので、印鑑登録においても、旧氏等での登録ができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

今回の改正は、婚姻後も旧氏を使用しながら活動する女性が増加しているため、さまざまな場面で旧氏を使用しやすくなるようにという趣旨を踏まえた、女性活躍推進のための改正

であり、具体的には、婚姻等で氏に変更があった場合に、従来使用してきた氏を住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書等に併記をして証明することができるようになるのとこのこととであります。

委員会では、旧氏が複数ある場合についてただしたところ、戸籍謄本等に記載されている、過去の氏の中から1つを選んで住民票等に併記することができる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本年10月からの幼児教育、保育の無償化に伴い、国の関係法令が改正されたので、これに準じて所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、まず、文言の整理として、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正し、副食費については、保護者が負担し、園が徴収することとされているが、保護者の所得等に応じて副食費を免除するものであります。

次に、特定地域型保育事業者は、職員の病気や休暇等に対応できるよう代替保育を実施するための連携施設を確保することや卒園後も継続して保育を受けられるように連携施設を確保することが義務づけられているが、連携施設の確保が著しく困難と市長が認める場合は、一定の条件を満たせば、連携施設の確保を不要とするものであります。

また、3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、市長が適当と認める場合は、連携施設の確保を不要とするとのこととあります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案も、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の関係法令が改正されたので、これに準じて所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、文言の整理として、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改正し、また、市立幼稚園の記述については、大川市立幼稚園設置条例を廃止しているもので、削除するとのこととあります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大とともに、市町村における合議制機関の設置が明記されたこと等を踏まえ、合議制の機関として、大川市災害弔慰金等審査会に関する規定を新たに定める等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、大川市災害弔慰金等審査会の委員はどのような方々で構成されるのかただしところ、学識経験を有する者の中から市長が委嘱するとしており、死亡等が災害によるものかどうかの判定を要することから、医師や弁護士等に委嘱することになると考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成30年度の決算額は、歳入総額4,447,720,632円に対し、歳出総額4,753,084,511円で、差し引き残額はマイナス305,363,879円となったため、翌年度歳入からの繰上充用を行ったものであります。

歳入歳出差し引き額がマイナスとなった主な要因は、以前から決算で生じていた歳入不足に対して行っていた繰上充用による補填に加え、平成30年度の単年度収支の歳入不足額が24,803,517円生じたことによるものであります。

委員会では、まず、歳出では、3款国民健康保険事業費納付金に関し、一般被保険者医療給付費分の1人当たりの納付金額についてただしたところ、132,461円であるが、これは、全国的に各自治体の国民健康保険の財政状況が厳しいことから、国の激変緩和措置により、1人当たりの納付金額は、かなり減額している旨の答弁がなされました。

次に、歳入では、6款1項1目2節の特別交付金の内容についてただしたところ、保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金、都道府県繰入金、特定健診等負担金という、普通交付金とは異なる特別な事情で交付されるものであり、中でも、保険者努力支援制度とは、例

えば、特定健診や特定保健指導等の受診率、国保税の収納率、ジェネリック医薬品の推進状況等により交付されるものである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成30年度の決算額は、歳入総額569,111,517円に対し、歳出総額566,162,133円で、差し引き残額は2,949,384円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成30年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額3,669,189,526円に対して、歳出総額3,575,290,935円で、差し引き残額は93,898,591円であります。

委員会では、災害臨時特例費の内容等についてただしたところ、東日本大震災により被災された被保険者の利用者負担等に対し、財政的支援を行うもので、本市にも東北地方より避難された被災者の方がおられ、介護サービスを利用されたため、利用料の自己負担となる1割分を公費で賄ったものであり、財源については、国の補助金で賄われる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成30年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費として、計93,357千円を補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,063,357千円とするものでありますが、これらの財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第35号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第36号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第40号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について外2件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第38号 平成30年度大川市上水道事業会計決算認定については、関連しておりますので、一括して御報告いたします。

説明によりますと、まず、議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成30年度の未処分利益剰余金1,283,646,965円のうち、125,785千円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものであります。

次に、議案第38号 平成30年度大川市上水道事業会計決算認定について、平成30年度の上水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が740,497,679円に対して、総事業費は706,968,243円で、これにより純利益として33,529,436円を生じております。

次に、資本的収支の収入は11,514,303円、支出は260,216,419円で、差し引き248,702,116円の不足を生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補填されております。

委員会では、まず、上水道の営業収益が約5,000千円下がっているが、その理由についてただしたところ、人口減などに伴って、給水収益が少なくなっている旨の答弁がなされました。

次に、給水状況の有収率が85.9%となっているが、有収率を上げるための対策についてただしたところ、平成29年度から3か年にわたり漏水調査を行っており、漏水が確認された際には、早期に修繕を行っているが、目に見えないところでの漏水も多く、今後は状況を見きわめながら、不明水などの漏水を減らしていくことが重要であるため、継続した調査が必要である旨の答弁がなされました。

次に、不納欠損処分額の状況についてただしたところ、平成30年度は1,845,440円の56名

で、その内訳は、死亡12名、廃業4名、その他40名となっている旨の答弁がなされました。

次に、本市の水道の普及率は99.2%で、平成29年度と変わらない状況だが、普及率を上げる対策を考えているかただしたところ、上水道への未加入が100戸ほどあり、井戸水などを使用されている状況であること、また配水管の布設については、水道事業の規定により、3戸以上が給水装置を必要とすることなどの要件があるため、普及率の引き上げにはつながりにくい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと、また、議案第38号は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号 平成30年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告いたします。

説明によりますと、平成30年度の決算額は、歳入総額951,360,829円に対し、歳出総額946,675,278円で、差し引き残額は4,685,551円であります。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継ぐものであります。

委員会では、まず、1款1項1目委託料で、不用額が約10,000千円となっているが、その理由についてただしたところ、平成31年4月1日から地方公営企業法が適用されたことに伴い、決算については、3月31日までに支払った金額を計上しており、4月以降に支払った分については、平成31年度の特例的収支予算で支払うこととなる旨の答弁がなされました。

次に、2款1項1目工事請負費で、不用額が多い理由についてただしたところ、以前の下水道工事の際、各家庭に汚水ますを設置するための取り付け管工事が、家屋の建て替えなどの諸事情により、設置できなかった箇所について、随時要望に対処できるよう予算を計上していたが、想定より要望が少なくなったことによる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第38号 平成30年度大川市上水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第33号 平成30年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、永島守君。

○決算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第33号 平成30年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果

を御報告申し上げます。

なお、決算特別委員会におきましては、川野議長も議長の立場により参加され、また、多くの議員の方々も傍聴されております。審査の過程におきましては、各款にわたって多くの質疑、意見等が交わされました。委員長報告につきましては、私のほうで主なものを取りまとめさせていただきましたので、何分にもよろしくお願いを申し上げます。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が16,163,987千円、前年度と比較して491,556千円、率にして3.1%の増、歳出が16,036,682千円で、同じく前年度と比較して475,845千円、率にして3.1%の増となっております。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げてまいりたいと思います。

まず、2款1項6目財産管理費の庁舎等管理運営費に関し、平成29年度よりも電気料が低額となっているが、その要因についてたどりましたところ、電力需給に係る入札を導入し、平成30年1月から12月までの期間で18の施設を対象に入札を行った。導入前との比較では、率にして約21%、額にして23,000千円程度の削減につながり、このうち市庁舎分については2,300千円程度の削減がなされた旨の答弁がなされました。

次に、2款2項2目賦課徴収費に関し、成果報告書では税の公平性という観点に立ち、市税の収納率向上を図ることを目的とすることで、効果及び実績について数字を示しておりますが、担当課として、この数字をどのように捉えているのかたどりましたところ、収納率については、平成30年度では90.3%で平成28年度、平成29年度と少しずつ上昇しているが、まだまだ低い状況である旨の答弁がなされました。

さらに、民間委託している市税催告業務の状況についてたどりましたところ、電話、訪問及び文書による催告を7,185件実施し、これに対する納付率は41.1%、52,250千円の納付がなされており、引き続き収納率が向上できるよう滞納整理に力を入れ、収納強化に努めていく旨の答弁がなされました。

委員会では、税込確保のために引き続き、より一層の努力をしていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、3款1項2目老人福祉費の老人福祉センター運営事業費に関し、老人福祉センターの今後のあり方についてたどりましたところ、以前の一般質問で答弁したとおり、計画中の子育て支援総合施設が完成したら、保健センターの母子保健事業を移行し、老人福祉セン

ターの機能を保健センターへ移行することについて検討していきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、委託先である社会福祉協議会と話をしているのかただしましたところ、現在、事務レベルでの話をしており、今後の方向性については、会長を含め、社会福祉協議会へ伝えていきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、3款3項2目扶助費の生活保護費に関し、被保護者の年齢割合についてただしましたところ、20歳未満が11.7%、20歳から65歳未満が40.7%、65歳以上が47.6%である旨の答弁がなされました。

次に、4款1項5目環境保全費の公害対策費に関し、大気汚染による苦情内容やその対応方法についてただしましたところ、苦情としては野焼きに関する内容が多く、ほかには工場からのばい煙による苦情等があり、その対応としては、苦情発生元に直接出向き、野焼きであれば、野焼きをしないよう注意を促し、直接清掃センターにごみを出していただくよう指導を行っている。また工場からのばい煙については、県に届け出を提出し、基準に適合した焼却炉であれば工場内での焼却はできるので、黒煙等が出ないように燃やし方について指導を行っている旨の答弁がなされました。

また、なかなか改善されない場合は、県の保健福祉環境事務所と一緒に何回も出向いて指導を行っている。適合した焼却炉の場合は、燃やしてはいけないとは言えないので、燃やし方等について適宜適切に指導を行っている旨の答弁がなされました。

さらに、公害に関しての罰則規定はないのかただしましたところ、適合炉に対しての罰則規定はない旨の答弁がなされました。

委員会では、黒煙等の影響により洗濯物も干せない状況であり、近隣住民が迷惑しているので、強い行政指導をお願いする旨の要望がなされました。

次に、7款1項4目観光費のマイスターツーリズム推進事業のうちクラフトマンズデイに関し、事業立ち上げ準備の経過並びに成果、反省点等についてただしましたところ、この事業は平成29年度からの取り組みである観光計画の中で、卓越した技術を持つ市内の工場を実際に見学してもらい、市内に点在する観光資源を線で結び、リピーターをふやそうという取り組みであった。1万人以上の来客を見込み、案内やPRもしましたが、実際には3日間で約7,000人程度にとどまり、PR不足が一番大きなネックだった。また、準備段階で、事業への参加事業所の選定に当たり、業界への投げかけの時間が足りずに、観光計画の策定にか

かわられた各業界の代表者から成る実行委員会での選定となり、事業展開の中で温度差が生じ、難しい面があった。成果としては、全体の売り上げがその時点で約15,300千円、商談数71件のうち31件が成立した旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、立派な冊子がつくられ、議会にも説明はあったが、水面下で動いているように感じられた。市民も含めて、もっとオープンにやるべきだったのではないかとの意見が開陳されたのに対して、議会には説明させていただいたが、説明不足だったと思う。今年度は、インテリア振興センターの新しくなられた若手理事を中心に実行委員会をつくって協議を進めていただいております、オープンファクトリーも過去の実績を踏まえて検討されている状況であり、議会にも適宜報告をさせていただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目公園費に関し、大川中央公園リニューアル事業計画の市民への周知についてただしましたところ、8月28日から、現地の図書館側の入り口、トイレ、西側の駐車場に、リニューアル事業の内容を記載した看板を設置しており、利用者の方々に見ていただいて、事業に対する理解を深めていただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、区長等に説明する予定はないのかただしましたところ、例えば、区長会等の全体会議のときに説明させていただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、10款2項3目学校建設費に関し、多目的トイレのない学校については、今後、多目的トイレをつくる予定はあるのかただしましたところ、障がいや性の多様性への配慮等もあるので、学校の施設整備として検討しなければならないと思っている旨の答弁がなされました。

これに対し、時代が変わってきた中で、多目的トイレは必要だと思うので、学校や市庁舎についても、各階に多目的トイレをつくっていただきたい旨の要望がなされました。

次に、歳入に関して申し上げます。

1款1項1目個人市民税及び2目法人市民税に関し、本市の景気は余りよくないと言われているが、税収の面ではふえており、その要因についてただしましたところ、個人市民税は均等割額と所得割額の2つの課税標準で算出するが、納税者数に比例して算出する均等割額では、微増はしているものの、ほとんど変化のない状況である。一方、所得割額では42,000千円程度増加しており、その主な要因としては、大きく3つある。1つ目の要因としては、給与所得者の増加数はわずかであるが、給与所得の全体額は増加しており、42,000千円のう

ち26,000千円程度が、この給与所得によるものである。2つ目の要因としては、申告分離課税による長期譲渡所得によるもので、税額にして6,000千円程度増収となっている。3つ目の要因としては、限られた業種であるが、個人の営業所得の増収で、9,000千円程度となっている。この3つの要因を集計するとおおむね41,000千円となり、調定額の増額とほぼ一致している。

また、全体の所得割額の標準課税額の段階別区分である低所得者層、中間所得者層及び7,000千円を超える高額所得者層で見ると、高額所得者層で大きく増加している。

一方、法人市民税の法人税割額では、前年度より14,000千円程度減っており、率にすると6.5%の減収となっている旨の答弁がなされました。

次に、総括質疑について申し上げます。

補助金や市の委託事業が多く、かなり財政を圧迫していると思うので、各課において、現場で行われている実情を把握し、事業内容も含めて精査を行い、補助の見直しをしていただきたい旨の要望がなされました。

これに対し市長より、行政としても、人手不足やいろいろな過去の経緯もあり、委託や補助事業が多くなっているため、いま一度、いいものについては継続、拡大し、見直すべきものについては見直していく必要があると思っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第33号 平成30年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いた

します。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番龍誠一君、6番内藤栄治君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議の上、御議決を賜りましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程におきまして、議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、今後、市政運営に活かしてまいりたいというふうに思っております。引き続き議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて令和元年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 龍 誠 一

大川市議会議員 内 藤 栄 治